議案第31号

守口市生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条例案

守口市生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条例を、次のように制定する。

令和元年６月13日提出

守口市長　西　　端　　勝　　樹

記

守口市生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第３条第２項の規定に基づき、生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条件は、300 平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。